

令和2年度 広島県就漁奨学生募集要領

公益財団法人広島県漁業振興基金

〒730-0051
広島市中区大手町二丁目9番6号
水産会館
TEL (082) 541-1085
FAX (082) 246-3237

1 趣 旨

漁業の担い手を育成し、水産物の安定供給を図るため、将来広島県内において漁業に従事することを希望する者に対して就漁奨学金を貸与し、学校卒業後漁業に従事した場合は、その返還を免除する。

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者が応募できる。

- (1) 広島県民であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 広島県内の高等学校に在学中の者
 - イ 広島県外の高等学校に在学中の者で、漁業に関する教科を履習する者
 - ウ 専門学校・大学（大学校を含む）に在学中の者で、漁業に関する教科を履習する者
- (3) 日本育英会及び他の奨学金を受けていない者（公益財団法人漁船海難遺児育英会はこの限りでない。）
- (4) (2)に掲げる高等学校等における課程を修了した後、広島県内において永続的に漁業に従事しようとする者（最寄りの漁業協同組合長、水産高等学校長の推薦が必要）

3 就漁奨学金の貸与期間

令和2年4月1日から卒業時まで

4 就漁奨学金の貸与額等

(1) 貸与額（月額）

貸与学生	公立	私立
広島県内の高等学校に在学中の者	18,000円	25,000円
広島県外の高等学校（但し、水産高校）に在学中の者	35,000円	
専門学校（水産系）・大学（水産系学部）に在学中の者	45,000円	

(2) 貸与時期

年4回、3カ月分をまとめて貸与

5 募集人員

若干名

6 申請書受付期間

令和2年4月1日から令和2年5月10日まで

7 応募方法等

(1) 提出書類

- ア 就漁奨学金貸与申請書
- イ 保護者の所属する漁業協同組合長の推薦書
- ウ 学業成績証明書
- エ 在学証明書
- オ 健康診断書
- カ その他理事長の必要とする書類 各1通

(2) 申請用紙

ア・イは所定のものを使用してください。

用紙希望の方は、公益財団法人広島県漁業振興基金に申し出てください。

(3) 就漁奨学金貸与申請書類提出先

最寄りの漁業協同組合、または水産高等学校を經由して、公益財団法人広島県漁業振興基金へ提出してください。

8 返還方法

高等学校等を卒業した翌月から5年以内、返還金には、年2%の利息を付ける。

9 特 典

応募資格(4)号の内容が確認された場合は、就漁奨学金の返還を猶予又は免除する。

10 貸与者の決定

貸与者は、当基金就漁奨学生貸与者選考委員会で決定し、漁業協同組合長、水産高等学校長を經由して令和2年5月下旬に通知する。

詳細はホームページ <http://www.hiroshima-kgk.jp/kikin/>をご覧ください。